

## 景観評価リスト

事業所管課	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局	事業担当 氏名	道路都市課 地方道路担当 白石 希歩
-------	-----------------------	------------	-----------------------

## 1 事業概要

事業名	県道名和岸本線（久古工区）通学路安全対策事業
事業箇所	<input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画区域） <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（
事業の種類	歩道設置
事業期間	令和5年度～
事業の規模	計画延長 L=1,420m 、 幅員 W=8.00 (10.50) m
事業目的	本事業は、大山スマートインターチェンジ整備および大山の観光需要等により、近年交通量が増加している県道名和岸本線の久古地区に歩道を設置し、通学路の安全性向上を図るものである。

## 2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入)
①整備する施設が視点場となる場合 【景観特性及び景観資源】 ・当該事業区間は「大山景観形成重点区域」に接続する区間であり、指定はなされていないものの、大山が眺望できる区間である。沿道には田園が広がっており、見通しの良い路線である。 【景観形成の基本的方向】 ・歩道設置事業により景観形成に与える影響が極力小さくなるよう努める。
②整備する施設が主対象になる場合
③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合
(2) 特に配慮する事項

## 3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
位置 ・ 規模	<p>■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状ができる限り変えない位置とする。</p> <p>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<p>・極力地形の改変を防ぐため、現道を利用し、必要分のみ道路拡幅を行う計画としている。</p>
		<p>・現道を極力利用し、地形改変をできるかぎり小さくすることで周辺環境への影響を縮減する。</p>

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</li> <li>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱等に近接して設置する道路附属物（標識、照明等）は、共架等により集約化する（施工時の対応とする）。</li> </ul>																			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</li> <li>■ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</li> <li>■ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="425 691 877 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> <li>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</li> </ul> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩 度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路舗装 アスファルト舗装（無彩色）</li> <li>・側溝及び擁壁 コンクリート（無彩色）</li> <li>・標識 素材色（亜鉛めっき仕上げ） (事業区間終点側の県道大山高原スマートインター線と同じ)。</li> <li>・転落防止柵、視線誘導標 ダークブラウン</li> <li>・防護柵（一連で付替えを行う区間） ガードパイプ、ダークブラウン (既設：ガードレール、白色)</li> </ul>
有彩色の色相	彩 度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

#### 4 特記事項 【具体的対応について】

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。